

区等を相手方とする調停の申立てについて

1 事件名

損害賠償請求事件

2 当事者

申立人 中野区民

相手方 中野区外1名

3 事件の経過

令和3年(2021年)9月 1日 東京簡易裁判所に民事調停の申立て

同月24日 調停申立書送達

4 事案の概要

本件は、申立人が、中野区の職員が運転するごみ収集車と申立人が運転する自転車とが衝突したことにより申立人が損害を被った旨を主張し、200万円の支払を求めるものである。

5 申立ての趣旨及び実情

(1) 申立ての趣旨

相手方らは、申立人に対し、連帯して200万円支払う。

との調停を求める。

(2) 申立人が主張する申立ての実情の要旨

平成28年1月4日午前8時35分頃、中野区本町六丁目21番丁字路交差点において、当該交差点を左折しようとした申立人の自転車にバックしてきたごみ収集車が衝突した。申立人は、本件事故により腰部挫傷及び背部挫傷と診断され、整形外科に通院して治療を受けたが、負傷の性質上、痛みがなかなか消えず治療が長期化していたところ、申立人の負傷が治癒した。